

今回の可動堰の操作に同意できないという理由が、操作によって魚族の生態系に大きな影響を与えるなどの理由であればまだしも、これまでのおかいかいの実績からいえば、今回だけに限り、そのような理由があるというのとはおかしな話になりません、その他特別な理由がない限り、規則に基づいて操作を行うことができますと考えています。

昨年12月以降、3回にわたりお話をしていますが、終始補助金の話となり、うまい実施に対しては、毎年、毎年多くの観光客が訪れる大洲のおかいかい



市から稚鮎代として15万円、観光協会から漁業補償費として49万5,000円を支出していますので、削減した補助金には新聞記事にあつたような補償の意味合いはないものと市の立場としては考えていますので、御理解をいただくことができなかったわけですが、市民の皆さんを初め、関係各位の御尽力によりまして半世紀以上にわたって営々と続けてきました肱川のイベントを、可動堰を操作することができないから中止にするという事態だけは避けなければならぬと考えています。

地域経済

問 大洲市の産業振興と雇用対策について

答 都市部での景気回復の実感と地方での実感は異なり、特に県内でも南予地域の状況は厳しいものがあり、当市においても大きな課題です。

こういった状況のもとで、平成19年6月11日施行の企業立地促進法では、国が策

定する基本方針に基づき、愛媛県や参加希望の県内14市町及び経済団体、企業等で構成する愛媛県地域産業活性化協議会により基本計画を策定し、企業誘致活動を展開することとしています。

また、現在当市が職員を派遣しています愛媛県東京事務所に、先月から民間出身の企業誘致マネージャーが雇用され、民間の経験と人脈を生かした企業情報の収集や企業立地の要請などを行うことになっています。

このほか、経済産業省から委託を受けて、大洲商工会議所内に中小企業支援のための大洲地域経営支援センターが今年度から新たに設置されるなど、これら企業誘致、雇用対策、中小企業支援の3つの事業は密接に結びついており、それぞれが連携しながら、より効果的な産業振興と雇用の創出を図っていききたいと考えています。



旧かんぼの宿

問 跡地利用について

答 民間事業者による社会福祉施設としての利用計画については、実現の見込みがないというのが現状であり、今後の利用計画は、現在のところ全体計画を策定するには至っていませんが、その用地の一部を山鳥坂ダム建設事業に伴い移転を余儀なくされる方の代替地として検討をしています。

代替予定地以外の部分については、建物の耐震診断及び改修を行った上で、地域振興のために活用していくのがよいのか、また解体するにしても多額の工事費が必要となるので、売却処分も含めた利活用の方法を検討していききたいと考えています。

なお、鹿野川荘別館としての利用については、鹿野川荘も鋭意経営努力をされているところですが、旧かんぼの宿を別館として利用する場合は耐震経費など多額の整備費用が見込まれるため、現在の経営状況等を



跡地利用が検討される旧簡易保険保養センター

見ると、別館としての利用は困難と考えています。

交通安全対策

問 高齢者交通安全アドバタイザー事業について

答 この事業は、交通事故による死亡者に占める高齢者の割合が高いことから、高齢者に対し交通安全意識の高揚や啓発を図り、悲惨な交通事故の被害から守るため、今年の4月からスタートさせたものです。当市と大洲警察署が協定を